

施策目標 2 災害に強い水道



取組の方向性

- ・地震等の大規模災害が発生した場合に、基幹施設や管路等の被害を最小化し、給水を確保するために、水道施設の更新・耐震化を進めます。
- ・災害対応力の強化に向けて、他水道事業者と実践的な訓練を実施するとともに、水道局内及び神奈川県内広域水道企業団との通信連絡体制を強化します。
- ・災害時の円滑な応急給水・応急復旧に向けて、耐震給水栓の整備を進めるとともに、民間事業者等との協力体制を強化します。また、災害時の医療救護活動にて中心的な役割を担う災害拠点病院※、救急告示医療機関※との応急給水訓練を実施します。

※災害拠点病院

重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院

※救急告示医療機関

省令に基づき県知事が認定する、救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関

指標

指標名	現状値	目標値
導水施設の耐震化率	69% (R5年度末見込み)	72% (R9年度)
送配水管の耐震管率 (全口径)	33% (R5年度末見込み)	37% (R9年度)

施策及び主要事業

施策4：水道施設の更新・耐震化

主要事業7 基幹施設の更新・耐震化

主要事業8 送配水管の更新・耐震化

主要事業9 給水管の更新・耐震化

施策5：災害対応力の強化

主要事業10 他都市等との連携強化

主要事業11 災害時の通信体制強化

施策6：災害時の迅速な応急給水・応急復旧に向けた取組

主要事業12 耐震給水栓の整備

主要事業13 民間企業等との連携

施策4: 水道施設の更新・耐震化

現状と課題

取水・導水施設、浄水場については、災害時における停電の際にも安定して原水を送ることができる自然流下系施設の更新・耐震化を優先的に進めています。自然流下系施設のうち、これまでに道志川系施設の耐震化が完了しており、現在進めている相模湖系施設の耐震化に引き続き取り組む必要があります。

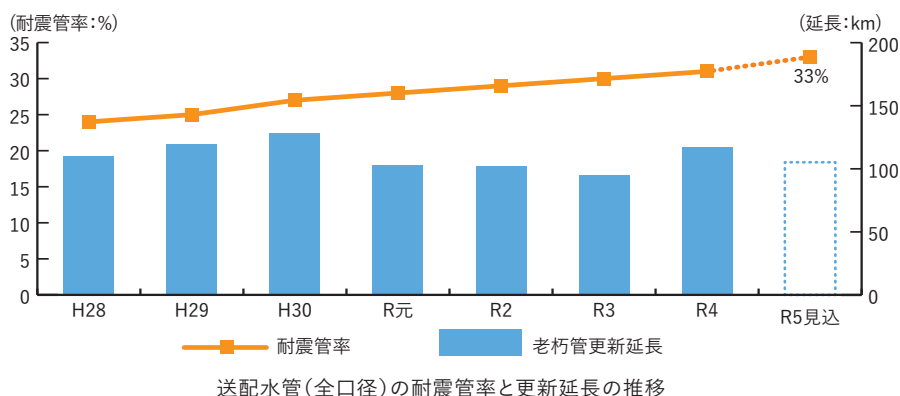
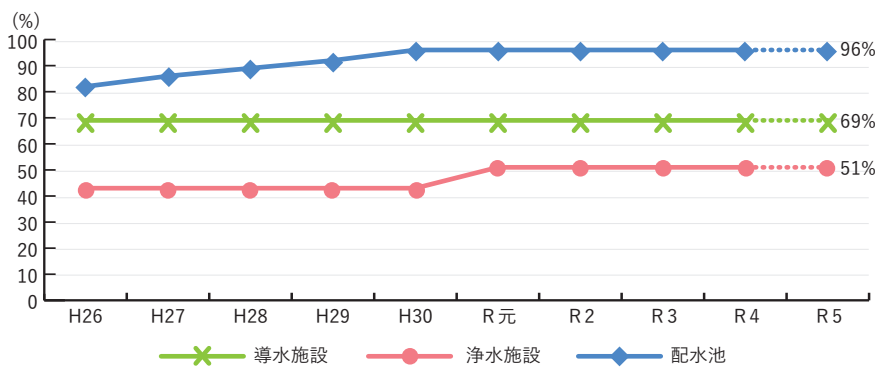
配水池は、安定給水のために水道水を貯留し配水量を調整する重要な施設です。災害時には消火用水を含めた水道水を貯留する機能を有し、断水時には災害時給水所となります。現在、耐震化率は96%(令和5(2023)年度末見込み)となっており、100%に向け引き続き耐震化を進める必要があります。また、災害時等で断水した場合でも他ルートからの送水により給水ができるよう、重要な管路をループ化する必要があります。

基幹施設には、多くの電気・機械・計装設備が設置されており順次更新時期を迎えています。水道水を安定して供給するため、引き続き計画的に更新していく必要があります。

市内の送配水管(総延長約9,300km)は、管の材質ごとに想定耐用年数を設定した上で、布設年度や埋設状況、地震時の被害想定などを総合的に勘案し、優先順位を付けて更新・耐震化を進めています。耐震管率は33%(令和5(2023)年度末見込み)であり、さらに耐震管率を高めていく必要があります。

配水管から各ご家庭等に引き込まれている給水管のうち、老朽化した給水管は約3万か所(令和4(2022)年度末時点)あります。市内で発生する漏水の90%以上が給水管であることから、災害時には多数の被害が想定され、水道復旧の妨げとなることが懸念されます。

このため、水道局では、配水管を更新する際に地震に強い給水管に取り替えるとともに、老朽化している給水管を対象に、所有者からの申請に基づき、水道局の費用負担で耐震性に優れた管に改良しています。これらの取組により、引き続き給水管の更新・耐震化を進める必要があります。



主要事業7 基幹施設の更新・耐震化

事業費 900億円

(主要事業「4 西谷浄水場の再整備」(723億円)を含む)

● 導水・浄水施設の更新・耐震化

- ・相模湖系導水路のうち、相模・横浜ずい道について、令和5(2023)年度から実施している耐震診断結果を踏まえ、耐震化へ向けた検討を行います。
- ・西谷浄水場の再整備については、浄水処理施設及び排水処理施設の耐震化を進めるとともに、導水管(川井接合井～西谷浄水場までの区間)の導水能力の増強と耐震化を進めます。

● 配水池の耐震化

- ・峰配水池の耐震化に向けて設計を行います。

● 安定給水強化のための管路整備

- ・給水の安定性を強化するため「(仮称)高塚から上飯田線ループ管新設工事」を実施します。

● 電気・機械・計装設備(ポンプ場等監視制御設備)の更新

- ・10か所のポンプ場等の監視制御設備の更新を行います。



想定事業量		現状値	目標値
① 相模・横浜ずい道耐震補強		耐震診断の実施	耐震化の方針決定 (R9年度)
② 西谷浄水場の再整備(再掲)	浄水処理施設の整備	工事中	工事(継続) 耐震化・処理能力増強:R10年度完了予定 粒状活性炭処理導入 :R14年度完了予定
	排水処理施設の整備	工事中	工事完了 (R9年度)
	導水管の整備	工事中	工事完了 (R9年度)
③ 峰配水池耐震補強		整備方針決定	設計完了 (R9年度)
④ (仮称)高塚から上飯田線ループ管新設工事		施工中	工事完了 (R7年度)
⑤ ポンプ場等監視制御設備の更新		8か所 (R2年度～R5年度末見込み)	10か所 (R6年度～R9年度)

工事スケジュール

施設種別	項目	R6	R7	R8	R9	
導水・浄水配水施設	相模・横浜ずい道耐震補強	耐震診断	耐震化に向けた検討	方針決定		
	西谷浄水場の再整備	浄水処理施設の整備	設計・施工		施工(~R14)	
		排水処理施設の整備	施工			完了
		導水管の整備	施工			完了
	峰配水池耐震補強		設計		設計完了	
	(仮称)高塚から上飯田線ループ管新設工事	施工	完了			
電気・機械・計装設備	ポンプ場等監視制御設備の更新	順次更新			完了	

主要事業8 送配水管の更新・耐震化

事業費 1,375億円

- ・送配水管は、管の材質ごとに設定した想定耐用年数のほか、埋設状況（震度7や液状化が推定される地域、腐食性土壌地域）、漏水履歴などを総合的に勘案し、優先順位を付けて更新・耐震化を進めています。中でも、铸铁管(CIP)、送配水本管（主に口径400mm以上）、重要拠点施設につながる管路の更新・耐震化に重点的に取り組みます。
- ・铸铁管(CIP)は、他の管に比べ、衝撃がかかると割れやすく漏水リスクが高いことから、昭和44(1969)年から更新を進めており、令和5(2023)年度末時点で100km程度残っています。これらの管路の多くは交通量の多い幹線道路や線路の下などに埋設されており、更新にあたってはこれまで以上に関係者との事前調整や工事に時間を要しますが、早期完了を目指し計画的に更新します。
- ・災害時に被害があった場合に大きな影響を及ぼす可能性のある送配水本管（主に口径400mm以上）を優先的に更新・耐震化します。
- ・災害時に重要な役割を担う地域防災拠点や病院などの施設（重要拠点施設）につながる管路等を優先的に更新・耐震化します。

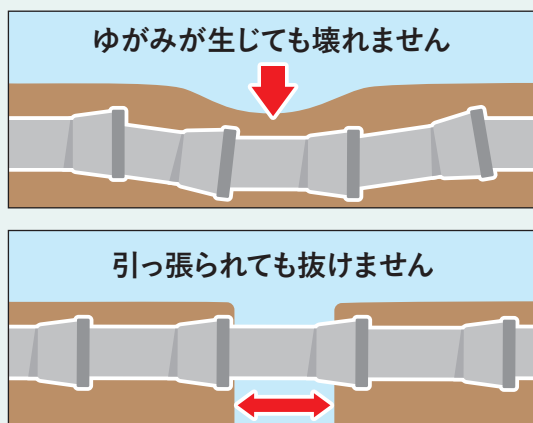
想定事業量	現状値	目標値
① 铸铁管(CIP)の更新・耐震化	72km (R2年度～R5年度末見込み)	40km程度* (R6年度～R9年度)
② 送配水本管(主に口径400mm以上)の更新・耐震化	10km (R2年度～R5年度末見込み)	20km程度* (R6年度～R9年度)
③ 重要拠点施設につながる管路の耐震化実施数	40施設 (R2年度～R5年度末見込み)	40施設 (R6年度～R9年度)

※一部、令和10(2028)年度以降に継続する工事が含まれます。

<解説> 送配水管の耐震化

古くなった水道管は、水圧・車の振動・大きな地震の力に耐えられず、破裂や管の継ぎ目が外れることにより、漏水する恐れがあります。これらの水道管の更新時には、地震時の被害を減らすため、地震に強い水道管（耐震管）に取り替えています。

耐震管は、衝撃に強い材質で、管のつなぎ目に伸縮性と抜け出し防止機能があります。そのため、地震時の地盤の動きに合わせて管路が動き、管が抜け出さない仕組みになっています。



地震発生時の耐震管の動き



東日本大震災の津波にも耐えた耐震管
(H23年仙台市水道局提供)

主要事業9 給水管の更新・耐震化

事業費 8億円

● 配水管の取り替え工事にあわせて給水管の更新・耐震化

・古くなった配水管を耐震管に取り替える際、配水管から分岐している給水管の一部を地震に強い管へ改良します。改良には給水管の所有者の同意を得る必要があるため、給水管の更新・耐震化の促進に向け、所有者への効果的な働きかけの方法等について検討を行います。

● 老朽給水管改良促進事業による更新・耐震化

- ・給水管所有者からの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管に改良する老朽給水管改良促進事業(下記コラム参照)を行い、引き続き給水管の更新・耐震化を進めます。
- ・現行は改良工事を水道局で実施していますが、給水管の所有者が希望する時期に合わせた実施が困難であるため、所有者が自ら行った改良工事(一定の条件を満たした老朽給水管に限る)に対し、工事費の一部を助成する制度への変更を検討します。
- ・給水管の更新・耐震化を促進するため、ウェブサイトのほか様々な広報媒体を活用して事業の周知を行います。

想定事業量	現状値	目標値
給水管の更新・耐震化件数	約1,600件/年 (R2年度～R5年度平均)	1,500件/年

コラム

老朽給水管改良促進事業

水道局では、給水管所有者からの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管に改良しています。

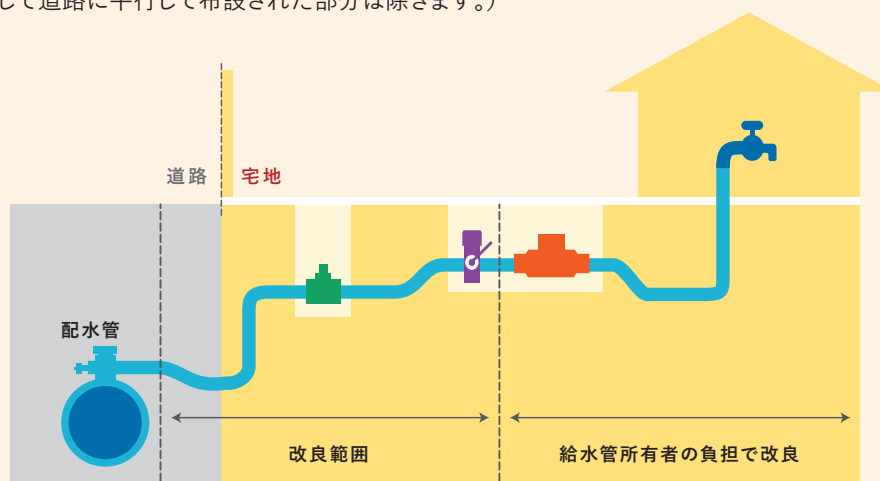
● 老朽給水管とは

口径50mm以下の給水管で、管の内面が被覆されていない鉄管など、水道局で老朽給水管と定義した給水管を指します。

● 改良範囲

配水管若しくは給水本管の分岐から水道メーターまでとなります。

(原則として道路に平行して布設された部分は除きます。)



施策5: 災害対応力の強化

現状と課題

国内の水道事業者は、大規模災害発生時において、迅速な応急給水、応急復旧が可能になるよう、(公社)日本水道協会を中心とした災害時の応援体制を構築しています。

水道局ではさらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生を見据え、名古屋市上下水道局と災害時の相互応援について定めた協定を締結するなど、災害時に備えた体制を強化しています。

他都市水道事業者との連携・協力体制の実効性を高めるためには、平時からの情報交換に加え、実践に即した訓練を継続的に実施する必要があります。

水道局では、浄水施設、配水施設等の様々な施設を通じて、水道水を市民や事業者の皆様へお届けしています。このため、災害時に公衆回線がつながらなくなった場合でも、各施設の被害情報の収集などの情報受伝達を速やかに行うことができるよう、通信体制を強化する必要があります。

<解説> 災害時における水道事業者間の連携

● (公社)日本水道協会関東地方支部内の連携

(公社)日本水道協会には全国の水道事業者が加入しており、大規模災害時には、被災水道事業者への迅速な応援が実施できるように協力体制を整えています。

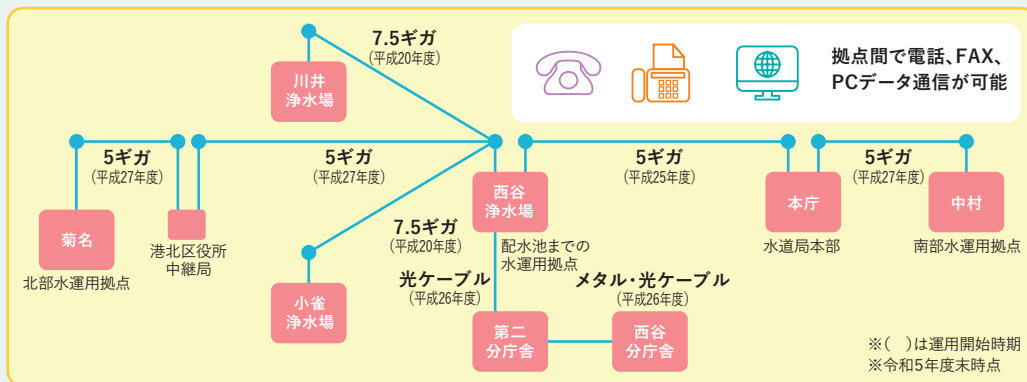
本市が所属する関東地方支部は1都7県(神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県)から構成されています。本市は関東地方支部の支部長都市であるため、支部内で災害が発生した際の応援体制の構築や、支部外の被災水道事業者へ応援派遣する場合の調整等を行う役割があります。

● 名古屋市上下水道局との連携

平成30(2018)年度に、名古屋市上下水道局と「地震等緊急時における相互応援に関する協定」を締結しました。この協定では、本市または名古屋市のいずれかで震度6強以上の地震が発生した場合、被災水道事業者の要請を待たずに応援隊を派遣し、被害情報の収集や応援都市等との調整を行うこととしており、双方の迅速な初動体制の確立を図ります。

<解説> 現在の災害時の通信体制

水道局では、災害時に水道局本部となる本庁と、各浄水場、中村ウォータープラザ、菊名ウォータープラザを5GHz(ギガヘルツ)帯無線及び7.5GHz帯無線で接続しており、音声通話やFAX、PCデータ通信による速やかな情報伝達が可能です。また、原則すべての施設に衛星携帯電話を整備する等、複数の通信手段を確保しています。



主要事業10 他都市等との連携強化

事業費 一円

- ・（公社）日本水道協会関東地方支部において、発災時の相互応援協定の実効性を確保するため、応援要請や参集等の各手順の確認を行う合同防災訓練等を実施し連携を強化します。
- ・名古屋市上下水道局と、大規模災害発生時における迅速な初動体制の確立に向けて、協定に基づき合同防災訓練及び技術交流等を実施し連携を強化します。

想定事業量	現状値	目標値
① 日本水道協会合同防災訓練等	13回 (R2年度～R5年度末見込み)	15回 (R6年度～R9年度)
② 名古屋市との合同防災訓練等	10回 (R2年度～R5年度末見込み)	12回 (R6年度～R9年度)



日本水道協会関東地方支部合同防災訓練の様子



横浜市水道局と名古屋市上下水道局の技術交流会の様子

主要事業11 災害時の通信体制強化【拡充】

事業費 3.8億円

- ・令和5(2023)年度末時点で、5GHz帯及び7.5GHz帯無線を本庁や、西谷・川井・小雀の3浄水場、西谷分庁舎、西谷第2分庁舎、中村ウォータープラザ、菊名ウォータープラザの8庁舎で使用しています。より広範囲で迅速な連絡体制を確立するため、新たに各水道事務所(既に整備されている中村・菊名を除く)、工業用水道鶴ヶ峰事務所、給水工事受付センター、企業団本庁舎を追加します。

想定事業量	現状値	目標値
5GHz帯無線通信システム導入庁舎数	8庁舎 (R5年度末)	16庁舎 (R9年度末)

様々な緊急事態に備えた取組

● 停電に備えた取組

水道局では、停電時においても水道水をお届けできるよう、浄水施設やポンプ場などは二つの系統から受電しています。また、二つの系統が停電した場合においても、浄水施設の運転を継続することや、ポンプ場での停電の影響を最小限にするため非常用発電設備を設置しています。

また、各庁舎にも非常用発電設備を設置し、停電時も業務を継続できるように備えています。

【非常用発電設備の整備状況】（令和5(2023)年3月末時点）

	整備か所数
取水施設・浄水場等	8か所
ポンプ場	12か所
庁舎	8か所
計	28か所

※工業用水道事業施設を含む

● 火山噴火に備えた取組

大規模な火山の噴火時には、原水への火山灰の混入や浄水施設への降灰による処理能力の低下が想定されます。

そのため、火山灰の混入により原水の酸性が強くなった場合にも浄水処理が行えるよう、アルカリ剤注入装置を各施設（青山沈でん池、西谷浄水場、小雀浄水場）に配置しているほか、各浄水場のろ過池が降灰による目詰まりを起こさないよう、屋根等で覆蓋化する措置を取っています*。

引き続き、降灰によってもたらされるリスクを検証し、必要な対策を検討していきます。

※西谷浄水場については、西谷浄水場再整備事業で令和10(2028)年度に屋内施設化する予定です。それまでの暫定的な措置として、降灰時には建築用養生シートでろ過池を覆う対策を取ります。



建築用養生シート設置後の様子

施策6: 災害時の迅速な応急給水・応急復旧に向けた取組



現状と課題

水道局では、災害等で断水が発生した場合でも飲料水を確保できるよう、地域防災拠点や公園を中心に「耐震給水栓」や「災害用地下給水タンク」などの災害時給水所を設置しています。しかし、一部の地域防災拠点(令和5(2023)年度末時点において17か所)では災害時給水所が設置されていないため、順次、耐震給水栓を整備し、発災時に速やかに飲料水を確保できる体制を整えていく必要があります。

災害等により水道施設に多大な被害が発生した場合には、医療救護活動にて中心的な役割を担う災害拠点病院、救急告示医療機関へ優先的に応急給水を行います。円滑な応急給水に向けて、医療機関と水道局で実施している訓練を継続する必要があります。

災害時の応急給水、応急復旧を迅速に行うため、様々な民間事業者の皆様と協定等を締結し、協力体制を整えています。協力体制の実効性を高めるため、災害時を想定した訓練を通じて連携を強化しており、今後も継続的に取り組む必要があります。

<解説> 災害時の飲料水確保方法

飲料水確保場所	飲料水確保方法	
<p>各ご家庭・企業</p>	<p>備蓄している飲料水</p>	<p>災害に備えて、ご家庭・企業で1人あたり1日3ℓ、最低3日分で9ℓ以上の飲料水備蓄をお願いします。</p>
<p>災害時給水所 (か所数等はR5年度末見込み)</p>   <p>災害時給水所 お知らせする標識とのぼり</p>	<p>耐震給水栓 (48か所)</p>	<p>配水管から屋外水飲み場までを耐震化した施設です。発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に飲料水を確保することができます。 主に災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に設置しています。</p>
	<p>災害用地下給水タンク (134基)</p>	<p>普段は配水管の一部として機能していますが、管の漏水などにより水圧が下がると自動的に緊急閉止弁が閉まり、タンク内に新鮮な飲料水を確保します。 主に地域防災拠点に指定された小・中学校や公園・みなとみらい21地区に設置しています。</p>
	<p>配水池 (22か所)</p>	<p>浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各ご家庭等にお届けする中継施設です。断水時には、市民の皆様への給水を行うほか、給水車への水の補給場所としても活用します。</p>
	<p>緊急給水栓 (358基)</p>	<p>耐震管に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設で、主に地域防災拠点に指定された小・中学校や公園などに整備しています。</p>
	<p>給水車 (19台)</p>	<p>給水車での運搬給水は、主に医療施設、地域防災拠点及び福祉避難所を中心に行います。</p>

主要事業12 耐震給水栓の整備

事業費 0.3億円

- ・ 令和5(2023)年度末時点で、「災害用地下給水タンク」、「緊急給水栓」及び「学校受水槽」がいずれも整備されていない地域防災拠点17か所に「耐震給水栓」を整備します。
- ・ 上記の地域防災拠点以外で、直結給水化により学校受水槽が撤去され新たに応急給水施設の整備が必要となった拠点や、応急給水施設が学校受水槽のみで、直結給水化が完了し受水槽容量が小さく避難者の3日分の飲料水確保が困難な場所についても、順次「耐震給水栓」を整備します。
- ・ 「災害用地下給水タンク」について、設置から40年以上経過しているものもあることから、今後の維持管理やタンクの更新に多額の費用を要することを踏まえ、耐震給水栓を設置していきます。

想定事業量	現状値	目標値
耐震給水栓整備箇所数	36か所 (R2年度～R5年度末見込み) (累計48か所)	27か所 (R6年度～R9年度) (累計75か所)

<解説> 耐震給水栓とは

耐震給水栓とは、配水管から屋外水飲み場までを耐震化した施設です。発災後、給水器具の接続等特別な作業をすることなく、市民の皆様は普段と同様に屋外水飲み場から水道水を確保することができます。



施設の種類等	開設者	開設状況のイメージ	
		発災直後～3日目まで	発災後4日目以降
耐震給水栓	開設不要 (地域防災拠点運営委員等で運用)	[Progress bar: 100%]	
災害用地下給水タンク	地域の皆さま* (横浜市管工事協同組合は開設補助を行う)	[Progress bar: 50%]	
配水池	水道局職員	[Progress bar: 100%]	
緊急給水栓	水道局職員 横浜市管工事協同組合	[Progress bar: 50%]	
給水車	水道局職員 応援都市職員	[Progress bar: 50%]	

*みなとみらい21地区の大型の災害用地下給水タンクについては水道局職員が開設作業を行います。

主要事業13 民間企業等との連携

事業費 2.4億円

● 横浜市管工事協同組合との連携

- ・「災害時における水道施設等の応急措置に関する協定」に基づき、災害時には災害用地下給水タンクや緊急給水栓の開設作業の補助等を担っていただくため、平時から応急給水訓練にご参加いただきます。また、応急給水施設の場所や資機材の取扱いに習熟していただくため、応急給水施設等の保守点検を委託します。

このほか、連絡調整会議を年1回以上実施し、災害時における横浜市管工事協同組合の役割や保守点検業務等に関して情報共有を行うことで、連携強化に努めます。

● 災害拠点病院・救急告示医療機関との連携

- ・全災害拠点病院・救急告示医療機関を対象に、応急給水の手順等を確認する訓練を実施します。

● 様々な民間企業との連携

- ・災害時の応急給水や応急復旧等にご協力いただくため、民間事業者等と協力体制を整えています。協力体制の実効性を高めるため引き続き訓練等を行い、連携を強化します。

応急給水や応急復旧等における連携：横浜建設業協会、水道メーター検針業務及び料金整理業務受託事業者、総合警備保障株式会社(ALSOK)、日本水道鋼管協会、横浜市建設関連業4団体

燃料や材料の供給における連携：燃料油備蓄協定締結事業者、横浜水道安全・安心パートナー(燃料供給、材料供給、薬品供給)

想定事業量	現状値	目標値
① 管工事協同組合への応急給水施設及び応急給水装置等の保守点検委託	市内全ての応急給水施設 552か所で点検実施 (R5年度末見込み)	市内全ての応急給水施設 552か所で点検実施 (毎年度)
② 防災訓練への管工事協同組合の参加か所数	160か所 (R5年度末見込み)	160か所/年
③ 災害拠点病院・救急告示医療機関での応急給水訓練の実施	全ての病院で訓練実施※ (R2年度～R5年度末見込み)	全ての病院で訓練実施※ (R6年度～R9年度)
④ 民間企業と連携した防災訓練等の実施	16回 (R5年度末見込み)	16回/年

※災害拠点病院・救急告示医療機関数は年度によって変動します。



管工事協同組合との応急給水訓練の様子



総合警備保障株式会社(ALSOK)との
応急給水訓練の様子

災害時における燃料等の確保に向けた取組

災害時には、非常用発電設備の稼働や、給水車・復旧工事車両の運転に多くの燃料が必要となるほか、被災した水道施設を早期に復旧するために、修理材料等が必要となります。

また、火山噴火時には、浄水処理を継続するために薬品(アルカリ剤)が必要となります。

そこで、災害時でも燃料等を迅速に確保するため、他都市や民間事業者との協力体制を整えるなど、様々な取組を進めています。

● 燃料確保に向けた取組

- ・ 災害時等において、停電発生から電力復旧までの想定期間3日間は、浄水場等の非常用自家発電設備を運転するための燃料が必要になります。現在、浄水場等構内の備蓄では不足する分について、民間事業者と協定を締結し、燃料の保管料を支払うことにより、事業者が不足分を確実に備蓄し、災害時等には浄水場等まで運搬・給油することとしています。
- ・ 緊急時に可能な範囲での燃料の供給協力にご賛同いただいている民間事業者を「横浜水道安全・安心パートナー(燃料供給)」として登録し、協力体制を構築しています(令和5(2023)年4月時点で登録事業者は34者)。
- ・ 本市被災時に他都市から応援いただく給水車に対し、本市消防局の自家用給油取扱所で、消防局の災害対応に支障がない範囲で給油を受けられる体制を構築しています。
- ・ 名古屋市上下水道局、新潟市水道局と覚書を締結し、災害時における燃料供給について相互に協力する体制を整備しています。

● 修理材料確保に向けた取組

- ・ 修理材料を市内の浄水場や配水池などに分散して備蓄し、迅速な復旧が可能な体制を整えています。備蓄している材料は、平時の老朽管更新・耐震化事業で一部活用する等、定期的に更新することで経年劣化を防いでいます。
- ・ 緊急時に可能な範囲での材料の供給協力にご賛同いただいている民間事業者を「横浜水道安全・安心パートナー(材料供給)」として登録し、協力体制を構築しています(令和5(2023)年4月時点で登録事業者は42者)。
- ・ 19大都市水道事業者*と覚書を締結し、災害時に修理材料が不足した場合に各都市から供給していただく体制を整備しています。



水道局で備蓄している修理材料

※19大都市水道事業者

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

● 薬品(アルカリ剤)の確保に向けた取組

- ・ 緊急時に可能な範囲での薬品(アルカリ剤)の供給協力にご賛同いただいている民間事業者を「横浜水道安全・安心パートナー(薬品供給)」として登録し、協力体制を構築しています(令和5(2023)年4月時点で登録事業者は7者)。

飲料水の備蓄促進に向けた取組

災害時給水所では、夜間や悪天候時には給水作業が困難になることが考えられるほか、市民の皆様には給水を受けるまでに長時間お待ちいただくことが想定されます。

そのため、各ご家庭や企業などでは、1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水※を備蓄することが大切です。

こうした飲料水備蓄の大切さを市民の皆様を知っていただくため、水道局では横浜市内の各世帯に配布する「広報よこはま」や「水道・下水道使用水量等のお知らせ」でのPR、防災訓練や各種イベントなどを通じて飲料水備蓄を促進するための啓発を行っています。

※体を清潔に保つほか、洗濯などのための生活用水については、飲料水とは別に確保する必要があります。



イベントでの飲料水備蓄促進の取組の様子

「ローリングストック法」を活用した飲料水の備蓄

各ご家庭等で飲料水を備蓄する方法の1つとして、備蓄している飲料水を普段から使い、使った分だけ新たに買い足す「ローリングストック法」があります。

日常生活を少し工夫するだけで備蓄が可能ですので、ぜひ実践をお願いいたします。

